

# 非常勤役員等報酬規程

社会福祉法人敬愛福祉会

## 社会福祉法人敬愛福祉会 非常勤役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人敬愛福祉会の評議員及び役員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものである。

### (定義)

第2条 本規程でいう非常勤とは所定週2日以上勤務に該当しない勤務をいう。

2 本規程でいう役員等とは、評議員及び理事ならびに監事をいう。

3 報酬は、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものである。

4 所定週2日以上勤務に該当しない役員等を対象に以下の各条を適用するものとする。

### (評議員会及び理事会の出席報酬)

第3条 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

2 理事長（理事長の職務を代理した場合における理事長職務代理者を含む。（以下「理事長等」という。））及び理事が理事会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

### (役員等の勤務報酬)

第4条 評議員が評議員会（出席）以外の日において、理事長等の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

2 理事長等が理事会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

3 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長等の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

4 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬を支払わないものとする。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬はこれを支払わないものとする。

5 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

### (報酬等の支給方法)

第5条 非常勤の役員に対する報酬等は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

- 2 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(出張旅費)

第6条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は、旅費規程に基づき支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(役員等の職務証跡)

第8条 役員等は、法人職務証跡資料として、タイムカード（職務証跡）の作成に協力するものとする。

(改正)

第9条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

附則

この規程は、平成28年 3月 1日より適用する。

別表 1

名 称	報酬（半日）	報酬（1 日）
理事会出席報酬等	5, 000円	8, 000円
評議員会出席報酬等	5, 000円	8, 000円

別表 2

名 称	報酬（半日）	報酬（1 日）
理事長等業務報酬等	5, 000円	8, 000円
理事及び評議員業務報酬等	5, 000円	8, 000円
監事監査指導報酬等	5, 000円	8, 000円

別表 3

旅 費	報酬（1 日）	その他
旅費規程による	10, 000円	実 費